

障福第1431号
令和4年7月6日

各市町村障がい福祉主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和5年度以降の相談支援従事者養成研修開催時期変更に係る周知について（依頼）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度以降の相談支援従事者養成研修（初任者研修、現任研修及び主任相談支援専門員養成研修）につきましては、次のとおり時期を変更して開催しますので、別添の案内等を活用して貴市町村所管内の障害福祉サービス提供事業所等への周知をよろしくお願いいたします。

なお、令和6年度以降の研修開催時期も、変更の継続を予定しております。

1. 変更理由

県内の相談支援専門員数が伸び悩む中、障害福祉サービス提供事業所等が翌年度の人員配置の検討を開始する秋頃に初任者研修を実施することで、研修修了者の相談支援業務への就業率向上が見込まれるため。

2. 現行の開催時期

初任者研修 7月から10月
現任研修 10月から翌年1月
主任相談支援専門員養成研修 10月から11月

3. 令和5年度以降の開催時期

初任者研修 10月～翌年1月
現任研修 7月～10月
主任相談支援専門員養成研修 6月から7月

4. 留意事項

- (1) 受講申し込みは例年どおり、初任者研修及び主任相談支援専門員養成研修は事業所の所在する市町村に取りまとめを依頼し、現任研修については受講者が研修事務局へ直接申し込むこととします（横浜市、川崎市除く。）。
- (2) 研修の時期はあくまでも目安であり、前後する可能性があります。
- (3) 研修実施要綱の送付時期については、改めて連絡いたします。

問合せ先

地域生活支援グループ 一之瀬

電話 (045)210-4713 (直通)

ファクシミリ (045)201-2051

メール chiikiseikatsu.shien@pref.kanagawa.lg.jp